

前近代アイヌの「宝」とその社会的機能

岩 崎 奈 緒 子

一 問題の所在

一八世紀末北海道東部でアイヌが和人を襲撃した事件、いわゆるクナシリ・メナシの戦い（寛政蝦夷騒動）は、松前藩によるアイヌの経済的収奪過程に主な関心のあった政策史の研究において、場所請負制のもとでアイヌに奴隸的な漁場労働を強制する松前藩・商人への抵抗として位置づけられた。一方、カラフト、千島列島に広がる活発なアイヌの交易活動を踏まえて、とくに道東地域の自立性、独自性を重視する説があるが、地域の自立性と奴隸的労働強制という二つの相反する要素をどのように整合的に理解するかは、北方史研究上の課題として残されている。^①

菊池勇夫は近著でクナシリ・メナシの事件に関して、「アイヌ蜂起の直接的契機・原因」として、労働強制や密通など「出稼ぎ日本人の横暴」による「アイヌ社会の慣習の破壊」をあげつつ、

「松前とは距離が遠いこと」や「千島交易の存在」を背景に、「まだ交易主体としての自立意識が旺盛であったことこそ、蜂起を敢行させた深部の力」であると強調している。アイヌと和人との関係についての従来の研究が、和人側の視点からの経済関係中心の分析であり、両者を全く異なった世界観、価値観を持った異文化間の関係としてとらえる意識が弱かった点を反省すると、「アイヌ社会の慣習の破壊」という菊池の掲げる第一点は注目される。アイヌの社会・文化に照して、クナシリ・メナシの事件がどう位置づけられるのかという視点は、上記の課題解決のための有効な回路となるだろう。

ところで、異文化の接触という視点からの仕事として、シャクシャインの戦いや、クナシリ・メナシの事件の際に、両者の間に取り結ばれたツグナイやお目見えといった儀礼的關係を素材に、和人とアイヌの関係を「民族的背景を異にする集団間の関係論と

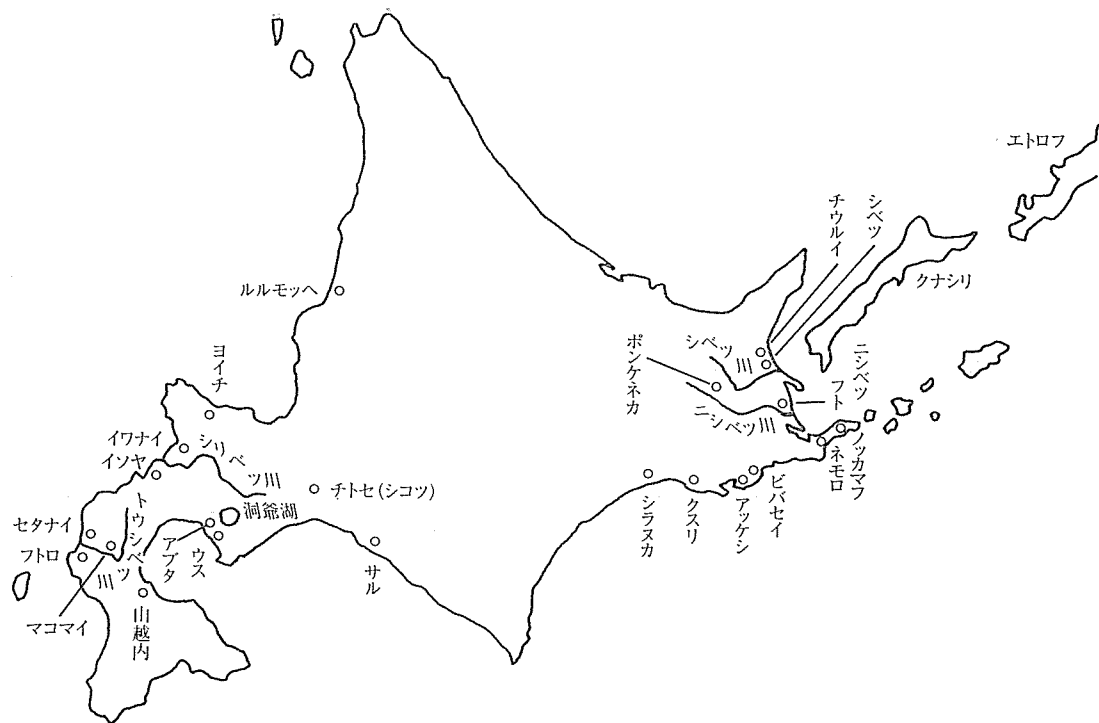


図 1

して」とらえ直した菊池の仕事がある。意欲的な研究であり、設定された視点には共感するものの、その分析方法については若干の問題があるように思える。

その第一は、近代以降の民族学の成果を修正なしに利用して史料解釈を行っていることである。アイヌについての歴史叙述が、和人の残したごく限られた史料に拠らざるをえない以上、諸分野の研究の総合は欠かせない。しかし、民族学の分析の枠組は、時の経過に応じた社会の変化への関心が薄い。したがって、民族学の成果に拠った史料解釈には、前近代の社会に固有のことがらが見失われたり、近代的なものが付加されたりする恐れが必ずつきまとう。菊池は、民族学の右のような限界にどのような留保をつけて、その成果を歴史学に応用するのかについて言及していない。

第二に儀礼の解釈をめぐる問題がある。「民族的背景を異にする集団間の関係論として」「文化体系を異にする」^④人びとの間に結ばれた儀礼を検討する際に必要なのは、和人、アイヌそれぞれが、「文化体系」に即して内在的に論じることであろう。ところが、菊池の分析においてはこの点が十分とはいえない。たとえば、菊池は、シャクシャインの戦いのちに「ツクナイが両者間の対等の紛争解決から、支配・従属関係における忠誠服属の誓約へと転換」したとする。そして、この転換の根拠として掲げるのは、「全

面的にアイヌの側がツクナイを要求されたということはそれまでないことであって、松前藩とアイヌの力関係が逆転したこと」^⑤である。つまり、菊池は、「ツクナイ」の意味の変化の原因として、藩とアイヌの力関係の逆転を位置づけるのだが、しかしこの論理は、力関係の逆転によって引き起こされたアイヌの「文化体系」の変化という項を媒介させなければ、成り立ちえない。菊池はさらに「日本社会の起請文形式」がアイヌに強制された事実について、「和睦・忠誠」の誓約をさらに「強固」にする機能があったとするが、ここでも「起請文」がアイヌ社会でどのように受け止められたのかについての検討を欠いている。菊池の場合、儀礼という文化的側面に目を向けつつも、その解釈が最終的には和人側の視点に立って語られている印象はぬぐえない。

とはいえ、以上の問題はひとり菊池の課題とすべき問題ではない。菊池が右のような方法をとった背景には、前近代のアイヌの社会のしくみがまだ十分に解明されていないという研究状況がある。そこで本稿では、直接的にはクナシリ・メナシの事件を、ひろくはアイヌと和人の関係を見直していくための前提作業の第一歩として、アイヌの「宝」に注目し、その社会的機能を分析する。歴史研究において、「宝」についての詳細な検討は、先の菊池の仕事を除きあまり目立ったものはない。史料の制約により一七世

紀から一九世紀半ばまでの日本の近世にあたる時期に限定せざるをえないが、「宝」に付随して見られる慣行をできるだけ具体的に抽出し、アイヌ社会のしくみをごく一部でも明らかにしたい。

ところで、一般に「宝」はアイヌ語の「イコロ」とされるが、

本稿の依拠する近世の和人史料で「イコロ」の語を確認するには至らなかった。そのため、さしあたって以下の分析では、史料用語である「宝」を用いることにする。

① 拙稿「近世蝦夷地研究の現状と課題」(『新しい歴史学のために』二一、一九九三年)。

② 菊池勇夫『アイヌ民族と日本人―東アジアのなかの蝦夷地』一二六頁(朝日選書五一〇、朝日新聞社、一九九四年)。

③ 菊池勇夫『北方史のなかの近世日本』第Ⅱ部第一章一二二頁(校倉書房、一九九一年)。

④ 同右、一四四頁。

⑤ 同右、一二九頁。

二 「宝」の形態

「古器刀剣を以宝とし」^①、「宝を貴ことかくのごとく」^②。「家には宝多く有し由」^③。前近代のアイヌの社会について述べた文章には、このように「宝」という言葉がひんばんにあらわれる。本章では「宝」とはなにかを具体的に見ておきたい。

史料に恵まれている一八世紀後半を中心に確認すると、「東遊

記」^④によれば、「蝦夷人は家々に宝物として所持す。多くは小柄・縁頭、或いは行器、食籠などの如き蒔絵、金具などのうつくしき物を宝物として、此を多く持ちたるを以て人にははこると云」とあり、蒔絵のついた漆器類が珍重されていたことがわかる。「東遊雑誌」^⑤には、「日本のかたな・脇差も蝦夷人所持せることにて、甚だ秘蔵して、柄・鞘のかざりはマキリのごとくに製して、たから物のようにおもしろい」とあり、刀剣は、鞘や柄などの各物品も個別に「宝」とされていたことがわかる。

さらに、「蝦夷国風俗人情之沙汰」^⑥には、ウルップ島でロシアの漂流船を見つけたエトロフのアイヌが、その船のなかに「金銭、銀錢、羅紗、猩猩緋、木綿類、紗羅紗」「其外珍器、菓種、砂糖等」が満載されているのを、「宝物夥しく積みてあるは天より吾にあたへ給ふ所なれば」と喜び、「船中の宝物を悉く拾い取て深山へ密に隠し置」という記事が見られ、「東遊雑誌」^⑦にも「北方より渡り来る衣服は、随分富饒の夷人ならでは着用せず」とあり、蝦夷地以外から渡ってくる衣類も希少品であり、珍重されていたことが確認できる。この他、「古より持ち伝え、この器ばかりは何をあたいに遣わし候いても、交易にせざりし」「シトケ」という女性用の首かざりがあった。これは「唐太渡の玉」、いわゆるトンボ玉を連ねたものである^⑧。また、近藤重蔵の史料には、アッ

ケシ以東の地域で「ケシイラツフウイテクル与申鷺羽、蝦夷宝と唱へ候もの」を持つのは、アッケシのイコトイというアイヌしかないという記述^⑩があり、蝦夷地の特産として和人との交易に当てられた鷺羽のなかに、アイヌにも特に貴ばれる珍しい種類の羽があったことがわかる。

このように、「宝」として記録されたものには、蒔絵の漆器類や柄などに細工を施した刀剣などの日本の産物以外に、カラフト、千島列島から渡ってくる布やトンボ玉などの品々も含まれていたつまり、アイヌの「宝」とは、そのほとんどが蝦夷地では産出しない他地域からの移入品であり、美しい装飾品であった。

ところで、右に掲げたような移入品を「宝」として珍重する傾向は、一八世紀後半に限られたものではない。たとえば、一六四三年に蝦夷地から南千島、カラフトを探検した、オランダ東インド会社のカストリカム号司令官フリースのクナシリ島の記録には、「一連のガラス玉を女と子供の頸の周りに掛けてやると、たいへん喜んでいるようにみえたし、また銘々の女に白い麻布の小切れを与えたところ、なんとも形容のできないほど、幸福そうな様子をするのであった」という記述^⑪や、ある長老が「見事なラッコの毛皮をくれたので、私も、ランチの中で見つけた船用の斧を贈ったところ、彼の喜びようはたいへんなものであった」という記録

が残っており、移入品を貴ぶアイヌの様子がよくわかる。また、^⑫「（長老の）刀の金具には銀が嵌めてあった」という記述もあり、^⑬当時のアイヌが意匠の尽くされた刀剣を携えていたこともわかる。幕末に蝦夷地を探検した松浦武四郎は多量の日記を残しているが、洞爺湖近くのあるアイヌの家を訪れた時、「其より家の宝を見せけるが、銀腹転の鐙五十余枚、蝦夷太刀廿七腰、短刀十七腰、何れも金銀をちりばめ、中には鞘一面に銀にて包みしも有る也、其彫は至て古代のものにて、中々近世のものにてなし。中にも小刀には頗る形奇様に成ものも見たり、其外錫の銚子・銀の杯七ツ・銀の吞箸・山韃錦・四爪の窄紬・行器・盃・盃台等は、中々数もしられず^⑭」と記録している。幕末においても先に見た品々がやはりアイヌにとって「宝」として認識されていたことがわかる。このように、移入された装飾品の尊重は、少なくとも一七世紀から一九世紀半ばまでを通じてアイヌの嗜好であった。

① 串原正幸「夷謠俗話」一七九二年、『日本庶民生活史料集成』第四卷（以下集成と省略）四八八頁（三一書房）。本稿では史料として主に刊本を利用したが、必要に応じて句読点を修正した。

② 最上徳内「渡島筆記」一八〇八年、集成五三三頁。

③ 松浦武四郎『丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌』上巻（以下、武四郎丁巳上、下巻は丁巳下と省略）一二二頁、一八五七年（北海道出版企画センター）。

④ 平秩東作「東遊記」一七八四年、集成四二三頁。

⑤ 古河古松軒『東游雜記』一六六頁、一七八七年(平凡社)。

⑥ 最上徳内「蝦夷国風俗人情之沙汰」一七九〇年、集成四七二頁。

⑦ 前掲⑤一六二〜一六三頁。

⑧ 前掲④一二五頁。

⑨ 最上徳内「蝦夷談筆記」集成三九二頁、前掲①五〇〇頁、前掲③四三〇頁。

⑩ 『大日本近世史料近藤重蔵蝦夷地関係史料一』(以下、近藤史料Ⅰと省略)二五一頁(東京大学出版会、一九八四年)。

⑪ 北構保男「一六四三年アイヌ社会探訪記―フリース船隊航海記録」五七頁(雄山閣、一九八三年)。

⑫ 同右五九頁。

⑬ 同右五八頁。一七世紀末年に蝦夷地に漂着した朝鮮人の記録(池内敏「李志恒『漂舟録』について」、『鳥取大学教養部紀要』二八)にも、アイヌが「貂皮の服」「狐皮」などと引き換えに、朝鮮人から「服」「水晶」「食器」などを得て、非常に喜んだ様子が描かれている。

⑭ 前掲⑤『東游雜記』(二六二頁)は、蝦夷錦について「夷人のいう、この衣の出ずる国においては、織紋の形にて貴賤をわかつ官服なりといえり。これによって察し見るに」として、「最上の錦を以て製せし衣には五爪の小龍に卅の字」等々の特徴をあげ、以下、品質が落ちるに従い、四爪龍、三爪龍と模様の違いがあったとしている。

⑮ 武四郎丁巳下三二二頁。

三 「宝」の社会的機能

新井白石は『蝦夷志』^①で、「約を盟い信を結ぶには、皆な其の宝を用い、罪を贖うも亦之の如し」と述べている。アイヌ社会に

関する近世の記録のなかでは、それぞれ「手印」・「ツグナイ」と表現され、「宝」は単に賞翫するものではなく、交易以外の場でやりとりされるものとして現われる。本章では、白石による契約と贖罪の二つの分類に従って、「宝」の社会的機能を見ていく。

1 契約

クナシリ・メナシの事件の鎮定にあたった松前藩士新井田孫三郎の日記(以下、「新井田日記」と省略する)には、アッケシのアイヌから、新井田ら松前藩兵が「大下もへ東蝦夷地の奥地―原注」悪党夷地近く、すなわちアッケシよりさらに東、事件の現場近くにまで「御下り被成候事」は「甚危事」であり、「拙者とも何れへ成共御使に参御用相勤候間、何卒同所(アッケシ―岩崎注、以下括弧内同じ)に御止り被下」たく、その「手印」に「タンネツフ」^④一振差出したと記されている。これに対して新井田は、「あつけしは手遠にて用向不弁故のつかまふ(地名、ノツカマフ)迄も進まず候ては役手も不相立」旨を説明し、結局「手印相下け」受け取らなかつた。^⑤アッケシに滞在してほしいという要求に即してアイヌから刀剣すなわち「宝」が差し出され、新井田が受け取りを拒否することが、要求の拒否を意味していたことがわかる。

これとは逆に、「宝」の受け取りが要求の受入れを意味していた事例を新井田日記に確認できる。クナシリ・メナシの和人襲撃

事件の際、ノツカマフの有力者シヨニコは、庄蔵という和人がセントキというアイヌに助けられ、チウルイ（地名）で養生しているのを見つけて、「私手を負候哉見落涙いたし、夷にても助かり難き疵に能ぞ助り候」と言つて「是よりのつかまふへ連可参由申」し出た。しかし、セントキは「是迄此方にて介抱致候間、疵快氣次第しらぬか（地名、シラスカ）迄送届け可申」と拒絶した。これに対してシヨニコは「達て連可参由にて、エモシ一振差出し」て、セントキに「得心為致」ている。^⑦この結果庄蔵はシヨニコの手によって新井田に引き渡された。

第一次幕領化前後の蝦夷地の状況を克明に記した近藤重蔵の史料では、エトロフで「旧冬材木並新伐出し、場所々々江集り相稼候様、去秋寅吉・又四郎申渡候、為証抛乙名（有力者層）共預置候手印」^⑧として、誰から何が差し出されていたのか記録しており、刀や鐔などの「宝」が冬の間に材木を伐採する約束の「手印」として渡されていたことがわかる。このように、「宝」の授受を媒介として、さまざまな約束、契約が結ばれていた。

では、どのような事象が契約の対象とされたのであろうか。菊池も指摘しているが、クナシリ・メナシの事件のさい、「お味方手印」を藩側に差し出すアイヌがいた。殺害を免れた伝七と吉兵衛が、ツキノイという人物から「御味方手印」として預ってきた

「狆虎二枚、真羽三把」を、新井田に渡したという新井田日記の記事がそれである。これについて新井田は「右請取印、猶又此度徒党の夷共召連来候様の印にタンネツフ一振差遣答の処、取忘」れていたために、「当所長人弟シツタフカ」^⑨をツキノイへ使いに出示している。「宝」を渡すという新井田の行為が、ツキノイから差出された「御味方手印」に応じたものであることは明らかである。また、新井田日記には、事件主謀者の処刑に対してアイヌの側が反発し、緊張が高まった時、ツキノイ他数名の有力者層から「誰申出候共なく度々騒々式義奉恐入」るので、「向後は」自分たち一同で「御陣屋を取巻居候事故彼仰付を相守」り、「めなし夷共を始譬如何様の義出来仕候共、少も御苦勞に相掛」けないつもりである。その「御印として乍粗末老品宛通詞共迄差出」すという申し出があり、実際に差し出された「手印都合十九振」が記録されている。^⑩「宝」の授受によって維持される契約の対象として、人的協力関係をまずあげられる。

次に、生産活動を行う漁場領域の境界もまた「宝」によって担保された。安政年間に成立した「協和私役」には、「夷人ども各所に酋長を立て以て其地を治む。其治むる所の地界を定めて云、是は何の領、彼は某の領と、宛然封界の諸候小なるが如し」^⑪とある。「酋長」による領域統治の問題については詳しく検討する余

地があるが、ここではアイヌ社会に領域概念のあったことに注目したい。そして、領域とは「いづれの頃にや、ネモロ（地名）領の内ニシベツブト（地名）よりボンケネカ（地名）辺を、クスリ（地名）領の夷人へ、かの宝もて売り渡す。クスリ領にては、此川にて食料の鮭を喰つづけたらといふ」^⑭とあるように、漁撈活動を行う場としての漁場であり、「宝」によって「売買」されていた。こうした「売買」は、「宝もて漁場を買取りたるは急度いひ伝えて後の世までも忘失ことなく、祖父或は曾祖父の時何々の鏝、あるいは佩刀もて買おけりなど、シャモ等の立入りいひくろめんとすとも中々に動かず」^⑮とあるように、代々言い伝えられていった。武四郎の日記には、「アフタ（地名）、ウス（地名）の土人の老人等」に対して、「イソヤ（地名）の領分」内のシリベツ川上流に「何故にアフタ並にウスの土人等の者の漁場」が有るのかその理由について、「昔時よりの云伝えも有なば申聞せと尋」ねた場面があるが、そこには、「聞ままをしるし置もの也」として「最早何百年ともしれざるが、其むかし」という語り出しの老アイヌの回答が記されており、右の記述を裏付けている。

そして、相続される「宝」は、世代を越えて言伝えの証拠とされた。幕末の第二次幕領期、ネモロのアイヌとクスリのアイヌの間で、ネモロ側にあるニシベツ川の漁場をめぐる争いが起こった。

事の発端は、ニシベツ川上は昔からクスリの領域であったが、ネモロの側が川口に網を張り、川上へ鮭が上らない漁法をとったため、クスリのアイヌが困り、ネモロ側に談判したことにある。これに対して、ネモロはニシベツ川の漁場「売買」については一切伝え聞いていないとして、幕府の出先機関であるアッケシ会所に訴え出た。そのため双方の主張が記録に残されているが、それによれば、クスリ側が、かつて誰からどのような種類の「宝」がネモロ側の誰に渡されたのか、伝承の内容を詳しく訴える一方で、ネモロ側は「宝」など一切伝えられておらず、したがって「売買」の事実はないと応じている。

最終的にこの争論は、役所の指導で示談に持込まれ、事実上クスリの勝訴で決着するが、その経過は次の通りである。

（ネモロの惣小使陣平らを）今般御呼出に相成、クスリ庄屋清一郎（アイヌ名メンカクシ）、惣年寄武助（アイヌ名は不明）、其外前引合之者罷出、再御突合双方熟談仕候様被仰付候に付談判仕候処、クスリ庄屋・惣年寄申聞候には、川口より川上迄買請候川之趣被申聞候得共、私（陣平）共不分明候処、（ネモロ側の）四郎左衛門（アイヌ名は不明）祖父イカシユンテと申者え、右川筋之儀後見被相頼候に付、クスリ庄屋祖父ベケレニシより銀細工太刀鞘老本・銀盃六ツ相贈り、川

口より川上迄後見被相頼候趣、右品之内太刀鞘は四郎左衛門之家に有之、盃は親類陣平方に有之候上は、全くクスリより出候品にて、同所庄屋申聞候次第相違も無之と奉存候^⑮

「売買」に際してやりとりされた「宝」の有無は、結局確認できていない。そのため、クスリのベケレニシというアイヌから、太刀などを渡されて「売買」の「後見」を頼まれたネモロのイカシユンテという人物の子孫に、そのときの「宝」が持ち伝えられていたことが決め手とされているが、三世代前にやりとりされた「宝」の有無は最後まで問題にされていたことがわかる。このように、ある漁場の利用をめぐる「宝」の移動があり、相続された「宝」はその証拠としての機能を持ち続けたと考えられる。

ところで、ここまで史料に従って「売買」という言葉を用いてきた。近世の史料に「宝」の取造をするを見れば、金銀銭の通用にかはることなし^⑯とする記述もあるが、しかし、これを貨幣を媒介とした所有権の移転という、近代的なイメージでとらえることはできない。なぜなら、アイヌ社会における所有の観念がまだ明らかではないし、「宝」はそれを入手するにいたった由来の言伝えとともに受け継がれており、貨幣のような抽象性は持たなかったと考えられるからである。現在これらの問題に踏み込む力はなく今後の課題とせざるをえないが、ここまでの分析から、さしあた

り、「売買」を「宝」を引き換えにした利用権の獲得という意味としてとらえておきたい。

「宝」による契約の一つの対象として、婚姻をあげておきたい。新井田日記にはクナシリの支配人「左兵衛と申者はウテクシテ蝦夷方よりオノヤマと申女夷を買取候趣にて」、「夫婦世帯持同様に致居候^⑰」という伝聞が記録されている。右の検討から考えると、「買取」の語は、左兵衛がオノヤマを「女房」に迎える際に、「宝」の授受があった事実を示すものと解釈するのが妥当だろう。アイヌ同士の婚姻についてもこれと同様の例がみられる。クナシリのトベブシという人物がシベツの有力者の美しい娘に求婚する際、「金拵ひ網引形の太刀と云ふ重蝦夷第一の宝物娘代として出し、（その女を）妻に持^⑱」ったという言伝えがそれである。このように、「宝」は、婚姻に際して男性から女性の側に渡されるいわゆる婚資として、授受されていたと考えられる。

2 紛争解決と贖罪

「北海随筆^⑲」の「蝦夷の法を犯し不儀有る時は罪の償として宝物を出さしめて相手へ謝す。其罪の軽重によりて宝物の数に増減あり。たとえば宝物二十と云時はエグチ一刀を出しても、鐔、小柄、目貫と取分て二十の数に入るなり」という記録や、「蝦夷生計図説」の「夷人の法に喧嘩争闘の事あれば負たる者の方よりあ

やまりの証として宝器を出す也。是をツグノイと称す^②という記述に見えるように、「宝」には「罪を贖う」財としての機能があつた。

紛争において「宝」がどのようにやりとりされるのか、アツケシのイコトイというアイヌに関わる二つの争論の事例から具体的に見ておこう。

一 つめの紛争は、イコトイが克蘭ベテというアツケシのアイヌを殺害したことに端を発する^③。はじめイコトイは「酔興之上及殺傷」なので、「宝可差出候ニ付用捨具候様とて太刀一、銀具之矢筒一、脇指一」を被害者の子コタンシヤムに送った。コタンシヤムは「父之離ニ候迎納得」しなかったところ、「ユーズルカ其外之者共中分致し」、イコトイの弟イニンカリが「ウルップを掃著致候ハ、同人々も多分之宝可差出候間、今少相待候様申有」めた。また、被害者の埋葬のためにイコトイから「脇指一領、色小袖一」を送ったが、コタンシヤムは「離之物故家内へも不入差置」^④していた。そのため「乙名ボキントリと申者申有、小袖は差返し、脇指は屍に附葬申」した。これについて、コタンシヤムは「乙名共中分取扱候ニ付暫猶予致居候へ共、何レニも父の離報候覚悟」であるとして、「一族寄集り鑑脇指を磨、弓矢を拵」え、イニンカリの帰りを待っていた。ほどなくイニンカリはアツケシに戻り、

イコトイから「兼而約束致置候通宝とも取集、従是持参可致候間、一族不残家内ニ参居候様」申入れてきた。コタンシヤム一族は「宝取候上離を報可申と相喜」んで待ち受けていると、「其夜イコトイ并イニンカリ其外ウタレとも凡四五十人召連参り、コタンシヤム家を取囲」み、イコトイは、「先年自分父エトロフ江参候節、宝三十箱克蘭ベテ江預置候処、留守中右箱を開き并已前コタンシヤムをエトロフ江連参候節惡事有之、其上酔興ニ而不慮に致殺傷候証拠は葬送之節脇指相送り候義有之候処、却而離を報可申旨申合候段不得其意候」とコタンシヤム側の過去の過ちをあげ連ね、「一族之者不残打殺候間左様心得候様」と威圧した。これに対してコタンシヤム側は「一家一族之者供二十五人、案外之事ニ而十方ニ暮レ、小人数ニ而逆も切合候事も不相叶、只管託言申立」てた。するとイコトイは「左候ハ、殺候義ハ可致用捨候間、宝差出候様ニ」要求。コタンシヤム「一族之者共上太刀三・脇指・矢筒・行器之類凡三十五品、身上有文ヶ差出」したが、イコトイは「尚も不足之由ニ而家内に罷在候小女老人召連引取ウタレと致」し、これによってこの件は決着した。

二 つめの争論は、イコトイとエトロフのコシヨシアイノらとの間に起こった、イコトイの母バッコの舟の利用をめぐるものであった^⑤。それによれば、バッコの舟をコシヨシアイノたちが使用し

ていることについて、イコトイは「何故バッコ舟を自由ニ致候哉と難題申懸」けた。これに対して、コシヨシアイノらは「バッコを借り置候」と答えたが、イコトイは「夫ニ而は不相済義とて彼此及争論、能善キ償宝差出候様」要求した。そこで、コシヨシアイノらは、「脇指・蒔絵盃・行器取揃差遣」したが、イコトイは「尚も不足之由ニ而納得」しなかった。そのため争いはこじれ、コシヨシアイノたちが武力対決の意志を固めたところ、イコトイは「今少宝差越候へ、私談可致と申遣」わした。ところが、コシヨシアイノらが「承知不致候ニ付」、今度は「イコトイカ米ニ俵為持遣採合候義は相止具候様、左候へ、此迄取来候宝相返可申」と申し入れがあり、この段階でコシヨシアイノらはひとまず銚をおさめた。その後クナシリのイコリカヤニという人物がエトロフに渡ってきたとき「中分」に入り両者は和解するに至った。

両方と比較しながら事件の経過を追ってみよう。克蘭ベテ殺人一件では、殺害者のイコトイが被害者の息子コタンシャムへ、バッコ舟の一件ではコシヨシアイノらがイコトイへ「宝」を渡している。両方ともに、はじめの段階で当事者間で「宝」の授受がなされている。そして、前者の場合は「宝」を受け取る側のコタンシャムが、後者の場合は「宝」を要求する側のイコトイが、それぞれ納得しなかったために、武力対決の段階に移行する。前者

ではイコトイがコタンシャムの家を包囲、武力で威圧し、逆に「宝」をとって決着させているし、後者では、イコトイの方が態度を軟化させ、米を渡し「宝」を返すことを条件にして、ひとまず和解を取り付けている。両者には、事件発生→「宝」の授受の不成立（「交渉決裂」→武力対決→「宝」の授受の成立（「事件決着」）（図2）という共通の流れが見え、それぞれの局面で「宝」が移動していることがわかる。

また、二つの事件の経過で注目されるのが、「宝」のやりとりが行われる段階で「中分」するアイヌがいた事実である。克蘭ベテ殺害一件ではユーヅルカやポキントリが、バッコ舟一件ではイコリカヤニがそれにあたる。右の三人はいわば紛争の調停役といえる

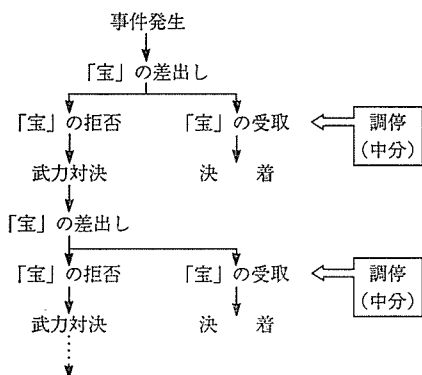


図2

が、当事者の出すべきツグナイを肩代わりして仲裁する場合も確認できる。先述のオランダ

船カストリカム号が蝦夷地を探検したさい、船の乗組員がアッケシのノイアサックという有力者の娘の頭を叩いたために、ノイアサックが激怒するという事件が起こった。^②カストリカム号側は事態を重視し、周辺のアイヌから事情を聞いているが、それによれば、聴取されたアイヌたちは、彼らがすでに「ノイアサックに長衣と刀を各一品与えたのであるから、彼は満足しているに違いない」と述べている。この後、司令官フリースが事件の解決に乗り出し最終的に和解、ノイアサックは「長衣と刀」を元の持ち主に返している。

また、木村日記によれば、近藤重蔵のエトロフ渡海に随行したアイヌの一人が「小便」のために上陸して、出帆時刻に遅れるという事件があった。^③近藤は「怠慢」であるとしてそのアイヌに「手錠」の罰を処した。このため、別のアイヌが「請合証拠」として鐐を差し出し「御免願出」したところ、近藤はそれを受けて「手錠御免」としている。

さらに、アイヌ―和人交易においても同様の事例が見られる。アッケシに派遣された松前藩の役人が、ビバセイ（地名）のアイヌがもたらした交易品のなかに「偽物」の熊胆を発見した。役人はアッケシを代表する有力者であったイコトイを呼出し「目頃の教示不将ゆへなりとて大に呵り威」した。これに対しイコトイは、

その熊胆はクナシリアイヌとの交易によって手に入れた品であり、今回の事件はビバセイのアイヌの「目利の至らざる誤り」であって「巧たる咎はなし」と通詞林右衛門を通じて訴えた。役人はこれを「尤なる事なれども誠に土人のいふ所とは聞こへず。其方頓智を以て我を謀らん為に奸策を廻らし弁舌を加へ利口をいふ者ならむ」として、通詞林右衛門を「牢舎」に拘留した。付近の和人たちが「種々と託び」たが許されなかったため、イコトイら周辺のアイヌたちは集って、通詞は「永く世話になる役人」であるのに「今此難を救はずんば禽獸に劣る、殊に土人の奸曲（マカ）よりの事なれば其科の根本は此方にあり、依て等閑に捨ては置難し、此上はなるだけの義理を立つべき所也とて」、「銘々山中に深く埋め或は古木の朽ちたる控へ入れ秘藏せし陣太刀、鞘巻の太刀、合口、短刀、其外宝物等」を「ツグナイ」として役人に差し出した。これに対して役人は「是は過分の償物なり、然るうへは林右衛門が罪を許し得さすべし」として通詞を赦免した。^④

右の三つの事例で注意されるのは、当事者からの依頼がなくとも、第三者が自発的にツグナイを肩代わりして仲裁を買ってでている点である。克蘭ベテ殺害一件においても同様にボキントリらによる自発的な調停が見られたが、これらは、イコトイらが、事件の「科の根本は此方にあ」り、「永く世話になる」はずの通詞

の受難を救わなければ「禽獸に劣る」と相談しあって、通詞を助けた事例からうかがわれるように、事件解決の成否が社会に及ぼす影響への配慮や、アイヌ社会独自の正義や道理に基づいた行為であったと考えられる。以上のように、第三者を介在させつつ、紛争や贖罪など危機的な場面で、「宝」はその解決の手段として重要な役割を担っていたのである。

では、紛争が起る原因やツグナイを要求されるのはどのような場合であったろうか。前節との関わりでは、契約違反をまずあげられる。武四郎の日記に「此川をトウシベツと云へり、往昔より此川セタナイ、フトロ、山越内と三ヶ所の土人の入接りなりしが故に、相互に意地持て漁場をせしが、その後段々セタナイの土人等遺恨に堪兼、此マコマイ（地名）え縄を張置て、此繩え他領の土人が来りて障る時は、チャランケを懸けて償いを取りし由也」^⑦とあるが、これは領域侵犯の事例である。また、結婚という契約の違反、すなわち密通は厳しく規制されていた。近世の史料には、「姦通があれば、その相手からは夫またはその肉親が会出现たに刀と衣服とを奪いとる」^⑧とか、姦通が露見すると「仲媒ありて、償を出し、和解することあり」^⑨とかのように、既婚の女性が夫以外の男性と通じた場合、ツグナイを要求されるという記事が散見される。婚約の場合でも同様で、婚約している女性が「若

し其女外の男と念頃などする時は甚だ六ヶ敷なり。前にいふことくつくない沙汰となり、多くのアシンベ（ツグナイ）を取らるる事なり」^⑩という記事が見られる。前節では、領域の利用権の保証においても結婚においても「宝」の授受が確認できた。ここから類推すると、史料で確認できなかったものの、右の事例以外でも「手印」によって結ばれた契約については、違反した場合にはツグナイが要求されたと考えるのが自然であろう。

この他、ツグナイを要求される原因となるのは、マナー違反である。東遊雜記に、アイヌは「死するということは口にいうことも忌みぎらいて、松前人など夷之方を知らざる内は、かりのほなしに死ぬという物語して、つぐのいとて物をとらるることままあることなり」^⑪と有るが、死者に言及したためにツグナイを要求されるのがひんばんに起こっていたらしいことが、史料に散見される。^⑫この他、アイヌ独自の風習に違反してツグナイを要求される例として、「炉辺必男女主客の座を正しくし、男は右女は左相對して座す。また所によりては他より入来るもの心得なくして、みだりに座につくときは、必ずツグナイてふものをとらるることなり」^⑬とされる座次や、松浦武四郎が、クーチンコロというアイヌに「三階盃と云うもの」で「餞別の酒」の「振舞」を受けたさい、その盃は「若其台の酒を呑間に杯の酒をこぼし候哉、償を出

さしむることなりと」^③ いわれていると記録したような飲食時のエチケット、また、「夷中なべて大小の便をなすに外見を恥辱」とするため、「人（日本人）あつてもし見るものあれば、夷方の方ツクナイと云ことなす」^④ という礼儀、「窓の外四五歩隔ててイナヲ（祈りに使うための木製祭具）を立つらね、牆を結ぶがごとく、其先に鹿の頭をつらぬきおけるあり。こはいづれの家にも有りて、カミイを祀れるものなり。そなたに向ひて窓を穿つに、ここより内を決して覗かず。もし心得ずして覗かば、またツクナイを取らる」といった信仰に関するものなどがある。

また、授受された「宝」自体が、紛争の引き金となる可能性も無視できない。前節で見たニシベツ川争論において、証拠としての「宝」の有無が争点になっていたのはその好例である。それに加えて、授受された「宝」に付与された意味解釈の齟齬が原因となることも考えられる。先に見たクランベテ一件において、イコトイは、コタンシャムとの間に副葬品としての「宝」の授受が成立した事実を、「酔興ニ而不慮に致殺傷候証拠は葬送之節脇指相送り候義有之」として、「不慮」の「殺害」をコタンシャムが認めたことの証拠として受け止めている。これに対し、コタンシャムは「宝」は受け取ったものの「乙名共中分取扱候ニ付、暫猶予致居」るにすぎないとしており、「中分」者の顔を立てる意味以上に

は考えていない。このような「宝」に付与された意味解釈における当事者間のズレから、紛争に進展する場合のあったことも想定できるだろう。

① 「蝦夷志」『北方未公開史料集成』第一巻一四七頁。

② 菊池は前掲『アイヌ民族と日本人』のなかで「手印」を「ていん」（二二頁）と読んでいるが、本稿では「津軽一統志」『新北海道史』第七卷（三九九頁）の「さると申所のダイソウ、（タベ）シャイン、オチリチリ、イコロシ、しこつの平左衛門右五人の狄共松前へ味方可仕由にて手しるしを相渡候由。惣て狄人何にても手印と申候て相渡候へは、相違不仕候由申候事」という記述にしたがい、「てじるし」と読むことにする。

③ 近世の史料では、日本海側の地域を「西蝦夷地」または「上蝦夷地」、太平洋側を「東夷蝦夷地」または「下蝦夷地」と呼称している。

④ 金田一京助、杉山寿榮男著『アイヌ芸術』新装版―北海道出版企画センター、一九九三年）金工・漆器篇解説（四六五頁）によれば、タンネブは、古くは平安末にさかのぼるものも含む日本の「古式の太刀」が交易でアイヌにもたらされた類や、近世を通じてアイヌとの交易のためにアイヌ好みに仕立てられた太刀である。時代が下るにつれて品質は落ちるが、本来柄や鞘は銀などが鍍金され、各部の金具には細かい模様が施されていた。刀剣類は刀身の入っていない場合がほとんどで、外形の美しさを尊重した。

⑤ 「寛政蝦夷乱取調日記」（以下、新井田日記と略す）一九八九年、集成六九一頁。

⑥ 前掲④によれば、目貫や柄前の金具類には日本から移入した古い金具や仕入物を使うが、柄から鞘まではアイヌ自製のもの。編者は「アイヌ特有なエムシなる太刀形式類をここでは蝦夷太刀と呼んで置く」

としている。エムシは移入品を利用したアイヌによる加工品といえ、タンネブと対称的である。

- ⑦ 同右六八六頁。
- ⑧ 近藤史料Ⅰ三四四頁。
- ⑨ 前掲⑤六九九頁。
- ⑩ 前掲⑤七二三頁。
- ⑪ 窪田子蔵「協和私役」一八五六年、集成二五五頁。
- ⑫ 大内余庵「東蝦夷夜話」一八五〇年、『北門叢書』五巻、四二二頁。
- ⑬ 同右四三〇頁。
- ⑭ 武四郎丁巳下三三八頁。
- ⑮ 「加賀屋文書」『北方史料集成』第二巻四〇六頁。
- ⑯ 前掲⑬四二二頁。
- ⑰ 前掲⑤六八八頁。
- ⑱ 前掲⑬一三七頁、五三二頁。
- ⑲ 板倉源次郎「北海隨筆」一七三九年、集成四一二頁。
- ⑳ 村上島之丞「蝦夷生計図説」成立年不詳、集成六三〇頁。
- ㉑ 近藤史料Ⅰ一六頁。
- ㉒ 副葬品について近藤は「蝦夷之任来ニ而葬埋之節は屍へ脇指為差、小袖並古簪等為著候事」と注記している（近藤史料Ⅰ一五頁）。
- ㉓ 近藤史料Ⅰ一二〇頁。
- ㉔ 前掲北村保男著書一四四頁。
- ㉕ 木村謙次『蝦夷日記』一七九八〜九九九年、一五一頁、山崎榮作発行。
- ㉖ 前掲「蝦夷国風俗人情沙汰」四五六頁。
- ㉗ 武四郎丁巳下四三六頁。
- ㉘ 「アンジエリスの第二蝦夷報告」H・チースリク編『北方探検記—元和年間に於ける外国人の蝦夷報告書』（吉川弘文館、一九六二年）所収。

②⑨ 前掲「渡島筆記」五二五頁。

③⑩ 前掲「夷診俗話」五〇一頁。

④⑪ 前掲「東遊雜記」一七六頁。

⑤⑫ 東密元積「東海参譚」一八〇五年、集成三八頁、前掲「蝦夷国風俗人情沙汰」四五五頁、「渡島筆記」五二九頁など。

⑥⑬ 前掲「東蝦夷夜話」四〇〇頁。

⑦⑭ 松浦武四郎「戊午東西蝦夷山川地理取調日記」上二四六頁。

⑧⑮ 松前広長「松前志」一七八一年、『北方未公開古文書集成』第一巻九八頁。

⑨⑯ 前掲「東蝦夷夜話」四〇〇頁、「東遊雜記」一六七頁。

四 アイヌ社会の特質——研究史上の

論点に関わって

「宝」を媒介とした、契約と紛争解決の具体例を見てきた。クナシリ・メナシの事件の再検討は別の機会に譲り、本章では、研究史上の特に二つの問題点に関わって、「宝」を通じてみえてくるアイヌ社会の特質をまとめておきたい。

第一に、ツグナイやお目見えなど儀礼の意味解釈をめぐって。冒頭でも触れたが、菊池はシャクシャインの戦いとクナシリ、メナシの事件について『ツグナイ』にせよ『手印』にせよ、刀剣を主とする宝物のやりとりによって約束・謝罪・弁償するという、アイヌ社会におけるアシンベの慣行に基づいて忠誠・服属が迫ら

れた」としている。^①榎森進は、シャクシャインの戦いを「アイヌに対する政治的・経済的支配」を強化する契機として位置づける。そこで注目するのは、起請文の規定事項やその後に関開すると思われる藩主への謁見の儀礼（お目見え）である。^②菊池の場合、お目見えの確立をクナシリ・メナシの事件の後に見ており、支配の強化を段階的にあとづけている点で違いはあるが、二つの事件で結ばれた儀礼関係を支配強化の象徴と位置づける姿勢は両者に共通している。しかし、次に述べる二つの点で、両者の儀礼解釈には再考の必要を感じざるをえない。

近藤史料によれば、過失のあったものや、争論で負けた方が宝を差し出すように要求された際、「大過失ニ而宝不足仕候歟、或は貧第ニ而宝無之候者、其身を差し出ウタレと罷成」と記されている。^③先述したクランベテ殺害一件で、イコトイのツグナイ要求に応じることのできなかったコタンシャムの側から、「小女」が「ウタレ」として差し出されたのはその実例である。ウタレとは「下人・召使・家来」と訳される、特定の主人に従属する隸属民であり、右の史料は、「宝」が不足する場合には身柄を差し出して隸属者ウタレとなる、と解釈される。逆にいえば、「宝」が足りて交換、授受が成立すれば、当事者間の関係は対等に維持されるということになる。

この点の参考になるのが、アイヌ社会で「宝」に付与されていた価値である。木村謙次の日記には、クナシリのアイヌがエトロフに渡海しようとしたとき波が荒れたため、「命請ニ宝物等海へ沈め無難ニ着候」ことが記録されている。「宝」は命を購う価値を持つものと認識されていたことがうかがえる。婚資と引き換えに結婚の成立する前節で見た事例と考えあわせて、「宝」には命を守り身柄に引き換えられる財としての価値が付与されていたと考えられる。このようにアイヌの価値意識に照らしてみても、「宝」の授受は、その社会で身を守るという意味があったと推測できる。そして、「宝」の授受が成立する限りにおいて対等というアイヌ社会の慣行に即して考えるなら、和人とアイヌの間で行われた「宝」の授受を、アイヌの側の認識の検討を欠いたまま、松前藩への「忠誠・服属」の証として解釈することはできない。

儀礼解釈上の二つめの問題点として、交換された「宝」が持つ効力の期間についての吟味が欠けている点をあげなければならぬ。前章で、幕末の段階でニシベツ川の利用をめぐる争いが起こり、一九世紀初頭に交換された「宝」の有無が、ほぼ半世紀を経て問題にされた事例を検討した。領域境界の確定に際して交換された「宝」は、継続的意味を持つものとして認識されていたといえるが、一方、それ以外のことがらに關して交換された「手印」

は、その件が決着するまでの期間に限って効力を持ったと考えられる。たとえば、近藤が、冬の材木伐採の約束の証拠としてエトロフアイヌから預った「宝」を、翌年の春、約束が履行されて返した例や、クナシリ・メナシの事件決着の後、クスリのタシヤニシらが翌年松前へ行くことを約束する証拠として差し出した「手印」を、新井田が「同人共御目見得に罷登候節御下け被成候分」として認識していた例などがそれにあたる。交換された「宝」に継続的な意味が付与される場合とそうでない場合のあったことは明らかである。すでに指摘されているが、アイヌの藩主へのお目見えについては「継目」のためのそれが記録に残っている。少し見方を変えるなら、これは、お目見えを媒介として結ばれる人的関係が代替りごとに更新されなければならなかったことの現われとも読める。アイヌと和人の間に交換された「宝」が、両者の関係をそれ以降ずっと規定するものなのかどうかという問題は、二つの事件の評価に当然関わってくる。

アイヌと和人の間に結ばれた儀礼関係に着目するとき、儀礼が「種々の理念を體現し、ひとつにする」という特性を持つ反面、そうした特性を持つがゆえに、同じ儀礼が「人によって違うしかたで理解されるかもしれない」可能性をはらむという特性に留意すべきである。アイヌと和人との間に結ばれた異文化間の儀礼を、

単一の意味でとらえる議論には無理がある。むしろ、儀礼についての相互の解釈にはどのようなずれがあったのか、そうしたずれをはらみつつなおそれが継続したことにどのような意味があったのかを問うことが、前近代のアイヌと和人の関係の特質をとらえる有効な視点となるだろう。

第二に、千島交易を背景としたアッケシ以東の道東地域の「自立性」という評価をめぐって。先述したが菊池はクナシリ、メナシ事件について近著のなかで「蜂起をおこした側の主体について」「シャクシャイン蜂起のさいにはまだその外縁部に位置していたし、また松前とは距離が遠いこともあって、比較的自立性の強いアイヌ社会を保持していたことをあげねばなるまい」とし、さらに「松前藩や請負人の押しつける不利な交易」に対する反発を「可能にした条件として千島交易の存在が大き」く、「まだ交易主体としての自立意識が旺盛であったことこそ蜂起を敢行させた深部の力」であったとする^⑩。

アッケシのイコトイは、菊池のいう「独立した交易主体」の代表格^⑪と見なされているが、「宝」に即してそのありようを探ってみよう。前稿^⑫で明らかにしたところであるが、イコトイはウタレとボンマチ^⑬（複数の妻）を多数抱え、ウルップ以北の千島列島にまたがって広範囲に活動していた。イコトイの活動は狩猟や漁撈

などの生産活動と、一般に千島交易といわれる交易とであった。和人の需要の高かったラッコの産地ウルップ島を中心に、イコトイはウタレを労働力としてラッコ猟をはじめとする狩猟や漁撈を行っていた。「千島交易」といわれる中身は、千島列島の人々と南下してきたロシア人に米や酒など日本製品を供給し、それと引き換えにラッコ皮や鷲羽、ロシア製の織物などを得るという中継交易であった。また、イコトイは「夷人宝と称する物―刀、脇差、袴、塗もの、類―沢山所持す」^⑭とされる。イコトイが千島で収集する品は和人の需要が大きく交易価値の高い品であり、イコトイの「宝」の集積という事実は、和人交易に需要の高い有利な品をもたらしたことになるだろう。前近代のアイヌに関して貧富の差に言及した史料は非常に多い。「富饒」^⑮「身代よし」^⑯といった記述は、たくさんの「宝」を持つ「宝もち」^⑰を指す。つまり、イコトイは数ある「宝もち」のうちの一人ということになる。

前章までの分析によれば、「宝」は生産活動のための領域確定や紛争、結婚を含む種々の契約など重要な局面で交換され、生活上必要不可欠の品であった。このような社会にあって「宝」をより多く持つものが、社会生活において有利な立場に立っていたであろうことは想像に難くない。「宝」の有無がウタレになるかどうかという社会的立場を決める条件であったことは確認したが、

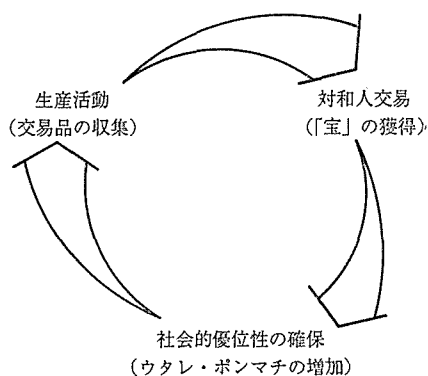


図 3

がるといふ流れが見て取れる。近藤はまた「其身力量次第妻妾何十人ニ而も所持仕」としているが、「宝」が婚資として授受されることから類推すると「力量次第」という語は所持する「宝」の量次第と読むことができる。すなわち、イコトイは「宝」の所持を背景に、ウタレやボンマチの数を増やしていったと考えられるのである。

以上を総合すると、生産活動、交易、「宝」の集積の連関は次のようになるだろう(図3)。ウルップ以北の生産活動によって交易価値の高い品を収集し、それが対和人交易における「宝」の

近藤は、ツグナイの慣習を逆手にとって「謀計を以て申懸いた」^⑱者もあり、「弁舌巧成者」は「ウタレ數十人所持仕候」としており、「宝」の集積が紛争の場でも有利に働き、ウタレの増加につな

集積につながり、それが、社会生活における優位性の確保、ひいてはウタレやボンマチなど労働力となる従属者を増加させ、それにより生産・交易活動がさらに拡大するというサイクルを想定できる。注意しておきたいのは、「宝」の集積に支えられたイコトイの持つ人的ネットワークが、近藤重蔵にとって脅威とされていた点である。近藤はイコトイについて、ロシア人とのつながりが伝えられるので「搦捕」って幕府から「取計方」の指示を受けるか、「一通り吟味仕候上松前へ引渡様ニも可仕候哉」とは思うが、「エコトイ義家来数十人有之」、またエトロフのアイヌの中にも「股肱と相成居候由」である上に、「殊にアッケシ並びクナシリ辺其母親族も有之候へは、私義小人数にして罷越候義ニ御座候へば、軽進之義も万ニ一手余り仕損候而は国咎も不可然」と記している。^④

「宝」の集積によってアイヌ社会における優位な立場を保証されたイコトイが、和人にとっても脅威と受け止められていたという構図を抽出できる。

ところで、イコトイと同時代に成った武藤勘蔵の日記には、「名高き身代よしにて近代の宝もち」として、「クナシリ島のサンシヤ、ルルモツベ（地名）の乙名コタンヒル、ヨイチ（地名）の乙名キンキリウ、イワナイ（地名）の乙名ワジマ」という四人の名があげられている。^⑤ クナシリ以外はいずれも和人の進出がいち早

く展開したとされる西蝦夷地である。特に、ルルモツベのコタンヒルについては、クナシリ・メナシの事件でシラスカ滞留中の新井田のもとに「上夷地るもつへ惣長人コタンヒル三百人斗の勢にて、ニシハ（役人）も相添候て下え参候」という情報が伝えられており、^⑥ かなりの動員力をもったアイヌであったことがうかがえる。イコトイを素材にして分析したアイヌ社会の特質に即して考えるなら、「三〇〇人斗」と伝えられたコタンヒルの動員力は、「宝」の集積に裏打ちされたものであろうし、その「宝」は和人交易によって集積されたと考えるのが自然だろう。すなわち、コタンヒルもイコトイと同様「交易主体」であったと考えられるのである。

一般に、近世の蝦夷地の歴史は、松前藩によるアイヌ交易の独占というシエーマで描かれる。統一権力による松前藩に対する独占的交易の保証、その交易権を家臣に分与した商場知行制、これらによってアイヌは「蝦夷地に封じ込められ」「不平等交換」を強いられる。^⑦ これを逆転させると、松前藩による交易独占が果たされなかった地域、すなわち千島交易によって「蝦夷地に封じ込められ」なかったアッケシ以東のアイヌ、また山丹交易に連なるソウヤ以北のアイヌに限っては、「不平等交換」を強いられることもなく、「交易主体」であり続け、それゆえに「自立的」であっ

たということになる。しかし、「蝦夷地に封じ込められ」「不平等交換」を強いられ、「交易主体」たりうる可能性の芽を摘み取られたはずの西蝦夷地における、「交易主体」としてのコタンヒルの存在は、幕藩権力の政策によってアイヌのありようが規定されるとする右のシェーマが、実体を度外視した政策決定論ともいうべき性格のものであることの証左となる。

そして、千島交易を重視する発想も、その対極に、それ以外の地域における幕藩権力による交易制限の達成を措定する、形を変えた政策決定論であり、必ずしもアイヌ社会の実体に即した議論とはいえない。たとえば、ここでいわれる交易は、蝦夷地の内と外との交流に限定され、蝦夷地内でのアイヌ間交易への視点は欠落している。蝦夷錦やトンボ玉などカラフトからの移入品が各地に分布していた事実は、アイヌ間交易の存在を傍証しているし、イコトイらの取り成しで藩の役人から通詞が許された前章で分析した事例では、ビバセイのアイヌとクナシリのアイヌとの交易の事実が語られており、アイヌ間交易の存在は確かである。アイヌが日本の製品を入手する経路に、対和人交易だけでなくアイヌ間交易がつけ加わるとき、同様に、千島からの移入品を日本に伝える経路として、アイヌ間交易を位置づけるとき、幕藩権力による交易制限とそれに対置される千島交易の意味は当然変わってくる

だろう。

政策的視点から描くことのできるのは、アイヌと和人との関係の一面面に過ぎない。千島交易とそれを背景とした道東地域の自立性への着目も、それが政策史と同じ枠組の内にあるがゆえに、政策決定論を克服する道筋にはなりえない。アイヌと和人の関係の総合的な把握への回路は、人、モノ、文化など広範囲の事物の交通の実体に注目することによって開かれていくだろう。「宝」の社会的機能に即して考えるなら、「宝」の大量流入が、持つものと持たざるものの格差をひろげ、交易従事者と漁業労働者に階層分化していくという仮説を立てることも可能となる^②。松前藩によるアイヌ交易の独占も、商場知行制から場所請負制への転換も、従来のような政策上の問題としてではなく、モノの流れを実体的にとらえる視点から見直していくべきであろう。

本稿の検討を通じて注意されるのは、和人がアイヌの習慣に巻きこまれる形で、蝦夷地での生活を送っていた点である。死者への言及を忌避するアイヌの精神世界に反したために、「宝」を要求される場合の多かったことが、多数残っている記録からわかる。「松前人蝦夷の地へ交易に初めて行く者は、前まえより数度行きし者を先達に頼みて三度も五度も馴れざれば蝦夷の法に背きて、ややもしてはつぐのいを取らること多し」という記録もあり、^③

死者への言及に限らず、アイヌ社会の慣習に反すれば、和人といえども「非分」を責められツグナイを要求される対象であったことがうかがえる。

権力の側の人間として例外ではない。クナシリ・メナシの事件のさいにツキノイから送られてきた「御味方手印」に対して、その「請取」と事件の主謀者を「召連来候様の印」として、刀を「差遣答」であったところ「取忘候ニ付」、新井田がわざわざネムロのアイヌに依頼して「差遣」した事実、また、事件決着後、蝦夷地滞在中にアイヌから差し出された数々の「手印」の扱いを、短期の保管のものと長期のものに分類していた事実などは、「手印」の慣行についての藩の知識の蓄積を暗示している。ツグナイについても、アッケシに派遣された藩の役人から、交易上のトラブルの責任を問われ牢舎に拘留された通詞が、イコトイらによる「宝」の差し出しを伴った仲裁を受けて許された事例や、近藤重蔵が、やはり「宝」によるアイヌの取り成しで、乗船の遅れを責め手錠の罰を下したアイヌを許した事例があった。幕府や藩の役人が、アイヌ社会についての知識の蓄積の上に、その社会に順応する形で蝦夷地での活動を実現していたことは明らかである。

これらの事実は、和人の残した史料が偏見に満ちたものであるにしても、そこには活用の糸口が隠されていることを示唆してい

る。偏見性をいかに矯正するかは困難な問題であるが、「史料が少ない」といわれる中に遍在する歴史的事実に、わたくしたちは思いの外恵まれているようだ。前近代アイヌ社会についてのより広くより深い研究が急がれる。

- ① 前掲『北方史のなかの近世日本』一四四頁。
- ② 榎森進『アイヌの歴史』（三省堂、一九八七年）八七頁。同「蝦夷地をめぐる北方の交流」「日本のる世」6情報と交通 中央公論社一九九二年。
- ③ 近藤史料Ⅰ一一三頁。
- ④ 拙稿「前近代アイヌ社会の構造——一九世紀初頭のアッケシ、エトロフ地域を中心に——」「日本史研究」三八三、一九九四年。
- ⑤ 前掲木村謙次「蝦夷日記」一二八頁。
- ⑥ 近藤史料Ⅰ三四四頁。
- ⑦ 新井田日記七一・七二七頁。
- ⑧ 「松前主水広時日記」一九九二年、新北海道史第七巻、二二三、二一六、二二八頁。
- ⑨ D・I・カーツァー『儀式・政治・権力』（勁草書房、一九八九年）二三頁。
- ⑩ 前掲菊池『アイヌ民族と日本人』二二六頁。他に前掲②榎森の諸論。海保嶺夫『幕藩制国家と北海道』二五頁、三一書房、一九七八年。
- ⑪ 海保も、前掲⑩三八頁で、イコトイを千島列島を南下したロシア人と「松前藩商船との中継交易を行って富強となった」アッケシ以東地域の代表的アイヌの一人としている。
- ⑫ 前掲④。
- ⑬ 前近代のアイヌ社会では一人の男が複数の妻を持つ場合があった。

近世の史料では、「ボンマチ」(松田伝十郎「北夷談」一七八九年、集成八三頁)、「ウツシマチ」(蝦夷国風俗人情之沙汰)四五九頁、佐藤玄六郎「蝦夷拾遺」北門叢書二八二頁、「チハンケマチ」(松前志)一一七頁)などのアイヌ語に、日本語の「妾」という訳語が当てられている。前稿では近藤史料第二巻の人別帳(七一頁)の表記に従い「妾」という語を用いたが、佐々木利和氏から日本の「妾」とは社会的な立場も位置づけも全く異なるものとご批判や、柴桂子氏から誤解を生みやすい表現は避けるべきとのご助言をいただいた。差別的な意味を含んだ「妾」という語を無批判にアイヌ社会に適用した点は不用意であった。今後は佐々木利和氏のご教示に学び、「北夷談」に見られる「ボンマチ」を使用することにする。

- ⑭ 前掲「北夷談」八三頁。
- ⑮ 前掲「東遊雜記」一六三頁。
- ⑯ 武藤勘蔵「夷日記」一七八八年、集成一九頁。
- ⑰ 近藤史料Ⅰ一一三頁。
- ⑱ 近藤史料Ⅰ一二頁。

⑲ 前掲「蝦夷日記」一九頁。

⑳ 新井田日記六九一頁。

㉑ 前掲菊池『アイヌ民族と日本人』八二頁他、榎森、海保の諸論。

㉒ 田島佳也は「場所請負制後期のアイヌの漁業とその特質―西蝦夷地余市場所の場合―」(田中健夫編『前近代の日本と東アジア』一九九五年)のなかで、幕末の余市における和人による漁業経営の実体を詳細に検討し、和人に雇用されるアイヌのいる一方で、「秋味漁などに一定の漁業権を保持し、独自性の強い漁業を行っていた」アイヌの存在したことを明らかにしている。階層分化とは文脈は異なるが、アイヌ社会内部の、しかも同一地域内での多様性を示唆する指摘として注目される。

㉓ 前掲「東遊雜記」一六七頁。最上も「蝦夷国風俗人情沙汰」(四五六頁)で「日本人の非分を見出し難題をいひかけ、披き無にいたればツグナイを出すべしと責ることなり」という請負人の発言を記録している。

(京都大学大学院生・日本学術振興会特別研究員)